

町制施行 100 周年記念事業実施における方針

1 目的

- (1) 1925（大正 14）年 1 月 1 日に葉山町として誕生し、町民はじめ多くの皆さんと紡いできたたくさんの歴史や文化を振り返り、次の世代へとさらに紡いでいく機会とすること。
- (2) 今日まで葉山町を支えてきてくれた皆さん、そしてこれからも共に歩いていく皆さんとともに「オール葉山」として節目を彩り、楽しむ機会とすること。
- (3) 持続可能な葉山を創るために、行政としての覚悟を示す機会とすること。

【主眼とすること】

- ・歴史や文化を紡ぐ…振り返る、伝える、記録に残すこと
- ・オール葉山で節目を彩り、楽しむ…より多くの人を巻き込む、自分事として関わってもらう
※オール葉山の定義
…町や議会だけでなく、町民、事業者、団体など様々な主体が垣根を越えて力を掛け合わせ多様な記念事業を展開していくこと。
- ・持続可能な葉山を創る…行政の責任として「決めるべきを決める」という覚悟を示す機会とする（公共施設再編・未利用地の利用方針など）。

2 事業期間

事業期間は令和 5 年 4 月から令和 7 年 3 月末までとする。

- (1) プレ記念事業期間：2023（令和 5）年 4 月 1 日から 2024（令和 6）年 3 月 31 日まで
記念事業期間に実施する事業に対し、多くの方が参加や参画をしてくれるような協力体制の構築や町民が一体となって 100 周年を祝えるよう、町内外に「2025 年に葉山町が 100 周年を迎えること」を広く広報・啓発し、町内外の「熱量」を上げ機運醸成をすることを主眼とする。
- (2) 記念事業期間：2024（令和 6）年 4 月 1 日から 2025（令和 7）年 3 月 31 日まで
プレ記念事業期間を経て、機運醸成された町民等を巻き込み、オール葉山として節目を彩り、楽しむ事業を実際に実施することを主眼とする
※ 100 周年記念日である 2025（令和 7）年 1 月 1 日付近に行う式典が最大の盛り上がり（フィナーレ）となるよう、スケジュール設計を行う。

3 事業構成

(1) 事業の種別

- ① 歴史や文化を次世代に紡ぐ事業
記念誌（行政史の編纂を含む）の作成・アーカイブ写真展・名誉町民・小中学生作文コンクールなど
- ② 楽しむことを主眼とした事業
イベント・姉妹都市交流・記念式典など
- ③ 覚悟を示す事業
公共施設再編整備計画（学校再編・旧役場跡地など未利用地利用を含む。）など

④ その他 100 周年記念事業を進めるために必要な事業

100 周年記念事業のロゴの作成やイメージカラーの設定・広報活動など

(2) 事業主体の種別

① 行政単独事業

ア 各課単位・複数の課で連携して行う事業

イ 職員有志グループによる事業

上記ア以外に有志による職員で企画し、一定の手続きを経て、業務として実施する事業

② 行政と町民等の協働により行う事業

ア 行政主導型協働事業

従前から関係団体等との協働により行っている事業で、100 周年を機に上乘せ・横出しで行う事業

イ 町民等主導型協働事業

町民等が 100 周年を記念して企画・実施する事業で、行政が後援名義、広報活動や助成金支出・施設利用等の支援をする事業

ウ 記念式典事業

町民等・議会・行政による実行委員会を設置し、事務局として行政が関わり実施する共催事業。

4 実施体制

(1) 推進本部（部長会議）

・庁内組織を統括し、記念事業を円滑に推進するために必要な調整・決定を行う。

《特に重要な決定事項》

・「職員有志グループによる事業」の提案を受け、採用することの決定

・行政として覚悟を示す事業（事項）の決定

・事務局は政策課が行う。

(2) 各部課等（政策課を含む。）

・所管事業に紐づき、100 周年記念として町主催事業（記念事業）の企画・運営を行う。

・記念事業の進捗について事務局へ進捗報告を行う。

・関係団体との調整を行い、必要に応じて支援（費用、場所、人員等）を行う。

(3) 記念式典実行委員会

・町民・議会・町の共催により記念式典を開催する。

・事務局は政策課が行う。